**公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会**

**名義の使用承認に関する事務取扱要領**

２０２４年５月１日

２４ア組第６３号

**１　目的**

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の共催、協力等の名義の使用承認に関しては、この事務取扱要領によるものとする。

**２　使用できる名義について**

使用できる名義については、原則として「共催」、「協力」とし、以下によるものとする。

（１）「共催」とは、組織委員会が主体的に実施するに値する事業を、他の団体と共同して企画・運営を実施するものをいう。

（２）「協力」とは、他の団体等が実施する事業を、広報的側面において外部から支援するものをいう。

（３）上記に掲げる名義以外の使用については、組織委員会が別に定めるものとする。

**３　主催者についての承認基準**

共催名義については、原則として、国、開催都市（愛知県及び県内市町村をいう。）、会場所在地方公共団体、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「JPC」という。）及び大会放送権者並びに組織委員会及びアジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という。）及びアジアパラリンピック委員会（以下「APC」という。）のスポンサー企業（以下「大会スポンサー」という。）とし、その他組織委員会が認める団体について承認することができる。

協力名義については、共催名義の承認可能団体に加え、地方公共団体等の行政機関、国内競技連盟、大学連携協定締結大学、公益法人及びその他これらに準じる非営利団体等で以下（１）から（４）のすべてに該当し、組織委員会が認める団体について承認することができる。

（１）存在が明確であること。

（２）定款、寄付行為、規約又はこれらに類するものを有するとともに、執行組織、会計組織が確立していて、事業遂行能力が十分であること。

（３）反社会的勢力との関係がない、又はその恐れがないこと。

（４）特定の思想、宗教及び政治的活動を浸透させることを目的としていないこと。

**４　事業内容についての承認基準**

原則として、以下（１）から（８）のすべてに該当するものとする。ただし、組織委員会は次に定めるもののほか、事業の実情を勘案した具体的基準を必要に応じて定めることができる。

（１）事業の目的及び内容に公益性があり、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「アジア競技大会」という。）及び第５回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下「アジアパラ競技大会」という。）の開催気運醸成もしくは組織委員会の事業推進に寄与するものであること。

（２）営利・宣伝を主たる目的としない事業であること。

（３）事業の対象者が広い範囲にわたるものであること。

（４）事業が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受ける恐れのないものであること。

（５）特定の思想、宗教及び政治的活動に基づいていないこと。

（６）事業の開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講ぜられていること。

（７）入場料、参加料等が、事業の目的及び内容に対し適当な額であること。

（８）共催名義の事業においては、事業内容についてOCA、APCから確認を得ていること。

**５　使用承認手続**

組織委員会の名義の使用承認に当たっては、申請者は、以下①から⑤の書類（組織委員会が不要と認めるものを除く。）を原則として使用期間開始の１ヶ月前までに組織委員会に対し提出をするものとする。

①　名義使用申請書（様式１）

②　事業内容の概要書又は企画書

③　事業収支計画書

④　主催者の定款又はこれに類するもの及び役員名簿

⑤　①から④に掲げるもののほか、組織委員会が特に必要と認める書類

**６　承認の条件**

申請に当たっては、申請者は次に掲げる条件に同意し、誓約するものとする。

（１）名義の使用にあたっては、申請書に記載している事業内容の範囲内でのみ使用するものとし、事業の計画に変更があるときは、速やかに組織委員会に届け出た上で、事前に承認を受けること。

（２）名義使用に係る一切の権利又は義務を、組織委員会の書面による事前の承諾なく、第三者に譲渡し、貸与し、担保提供し、又は再許諾しないこと。

（３）広報を目的として事業に関連した印刷物やウェブサイト等を製作する場合は、事前に原稿を組織委員会に提出し、承認を得ること。

（４）名義の使用状況のわかる写真及びその結果について報告書（様式自由）により事業終了後２ヶ月以内に報告すること。

（５）名義使用承認の趣旨又は諸条件に反する事態が生じたときその他組織委員会が必要と認める場合には、組織委員会はその裁量によりいつでもこの承認の全部又は一部を取り消すことがあること。

（６）名義の使用承認の取消により、申請者にいかなる損害が生じる場合においても、組織委員会は一切の賠償の責を負わないこと。

（７）名義使用をするにあたり、当該事業の実施について第三者との間で業務委託契約その他の契約を締結する場合には、当該第三者に対し、申請者が負う義務と同等の義務を負わせ、当該第三者を監督するとともに、当該第三者によるあらゆる行為について一切の責任を負うこと。

（８）共催事業の実施に当たっては、組織委員会との間で組織委員会が別途定める協定書を締結すること。

（９）協力事業の実施に当たっては、申請者が一切の責任を負うものとし、当該事業の実施に関し、組織委員会、OCA、APC、JOC、JPC及び大会スポンサーが損失を被った場合には、その一切を賠償すること。また、組織委員会は、他の団体等が実施する事業を、広報的側面において外部から支援するのみで、事業の実施については一切の責任を負わないこと。

（10）共催事業の場合は、大会スポンサーの製品カテゴリーに含まれる製品又はサービスを必要とする場合、事前に組織委員会と協議した上で、大会スポンサーに対し、当該製品又はサービスの供給機会を与えることを承諾すること。協力事業の場合は本項を推奨事項とすること。

（11）事業名への大会正式名称及び大会略称の使用に当たっては、共催名義の場合、主題及び副題に使用することができるものとし、協力名義の場合、副題にのみ使用することができるものとするが、具体的な使用方法については、組織委員会と協議し決定すること。

（12）事業に名義として協力する団体は、国、地方公共団体等の行政機関、JOC、JPC、国内競技連盟、大学連携協定締結大学、公益法人及びその他これらに準じる非営利団体等で組織委員会が認める団体とするほか、共催を使用する場合は、大会スポンサー以外の企業に名義等を付与しないこと。また協力を使用する場合は、大会スポンサーの競合企業に名義を付与しないこと。

（13）自ら又は第三者をして、アンブッシュマーケティング（OCA、APC又は組織委員会の事前の許諾無しに、アジア競技大会、アジアパラ競技大会に関する知的財産を使用すること又はアジア競技大会、アジアパラ競技大会のイメージを流用することをいう。）を行わないこと。アジア競技大会、アジアパラ競技大会に関する知的財産を使用する場合にあっては、「第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会知的財産取扱要領」に基づく承認を受けること。

（14）名義を使用する事業の実施会場において、第三者によるアンブッシュマーケティングを防止するためにあらゆる合理的な措置を講じるとともに、アンブッシュマーケティングが行われていることを把握した場合には直ちに、組織委員会に対して通知し、アンブッシュマーケティングの防止のために組織委員会に協力すること。

（15）名義を使用して事業を実施する際は、当該事業の実施主体を適切に表示するものとし、当該事業の実施主体が組織委員会であるとの誤認を招かないような措置を講じ、組織委員会の指示に従うこと。

**７　名義の使用承認の通知について**

名義の使用承認の通知は、様式２に定める例によるものとし、必要に応じ所要の補正を加えるものとする。ただし、これにより難いものについては、この限りではない。

**附　則**

この事務取扱要領は、2022年８月１日から施行する。

**附　則**

この事務取扱要領は、2023年４月１日から施行する。

**附　則**

この事務取扱要領は、2024年５月１日から施行する。